路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

会津若松市長 室井 照平 様

駐車場管理者の住所 氏名又は名称

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

				у т = /ш т/		
-		場の名称				
2		場の位置				
		駐車場の区域の面積				平方メートル
		駐車場の用に供する 部 分 の 面 積 (A+B+C+D)				平方メートル
		a 建築物である			四輪車 (注)	平方メート
		部分			専用	(駐車台数 台)
					特定自動二輪	平方メートル
				一般公	車専用	(駐車台数 台)
				共の用		平方メートル
				に供す	 四輪車及び特	四輪車
				る部分	定自動二輪車	駐車台数 台
				Q 1173	併用	特定自動二輪車
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	駐車台数台
					小計	平方メートル
			駐車の用に供す		四輪車	平方メートル
			る部分の面積(A)		専用	(駐車台数 台)
					特定自動二輪	平方メートル
3				それ以 外の部	車専用	(駐車台数 台)
規						平方メートル
//2					四輪車及び特	四輪車
模				分	定自動二輪車	駐車台数 台
					併用	特定自動二輪車
						駐車台数 台
					1	平方メートル
					小計	(駐車台数 台)
			車路等の面積(B)		平方メートル	
		b 建築物でない			四輪車	平方メートル
		部分	駐車の用に供す る部分の面積 (C)	一般公用に部分	専用	(駐車台数 台)
					上 特定自動二輪	平方メートル
					車専用	 (駐車台数 台)
					1- 4714	平方メートル
					四輪車及び特	四輪車
					定自動二輪車	型無単 駐車台数 台
					佐 旦 勤 一 粣 単 併用	特定自動二輪車
					וויוע	
					.t. ≢.t.	駐車台数台
					小計	平方メートル

⁽注) 道路交通法 (昭35年法律第105号) 第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

				1	
	b 建築物でない			四輪車	平方メートル
	部分			専用	(駐車台数 台)
				特定自動二輪	平方メートル
		駐車の用に供す る部分の面積(C)	それ以	車専用	(駐車台数 台)
			外の部分		平方メートル
				四輪車及び特	四輪車
),	定自動二輪車	駐車台数 台
				併用	特定自動二輪車
					駐車台数 台
				小計	平方メートル
		車路等の面積 (D)			平方メートル
	駐車の用に供する部	分の面積の合計		四輪車	平方メートル
	(A+C)	(A+C)			(駐車台数 台)
3				特定自動二輪	平方メートル
			一般公	車専用	(駐車台数 台)
規			共の用		平方メートル
			に供す	四輪車及び特	四輪車
模			る部分	定自動二輪車	駐車台数 台
				併用	特定自動二輪車
					駐車台数 台
				小計	平方メートル
				四輪車	平方メートル
				専用	(駐車台数 台)
				特定自動二輪	平方メートル
			7 10 101	車専用	(駐車台数 台)
			それ以外の部		平方メートル
					四輪車
			分	定自動二輪車	駐車台数 台
				併用	特定自動二輪車
					駐車台数 台
				小計	平方メートル
4	イ 建築物である部分				
構造	ロ 建築物でない部分				
	イ a 特殊の装置の				
	特有無				
5	殊 b 特殊の装置に の 係る駐車場法施	認定の番号			
設	装 行令第15条の	w			
備	置 規定による認定	 特殊の装置の名称	等		
	の概要				
	ローそれ以外の設備				
	附帯業務のための施設				
	<u>從 業 員 概 数</u> 供用開始(予定)日	年 月	 日		
0 1		<u> </u>	Н		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、 車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積につい て記載すること。
- 三 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄に おいては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供す る部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別) 及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、 その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令 第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。
- 十二 駐車場管理者は、供用開始後10日以内に法13条の規定により管理規程を届け出る こと。